

○運転適性検査・指導者養成要領の制定について（例規通達）

平成24年11月26日

佐本運免発第227号

改正 令和7年3月19日佐本運免発第87号

「警察庁方式運転適性検査」の運転適性検査指導者の養成要領については、運転適性検査・指導者養成要領の制定について（平成10年9月28日付け佐本運免第517号。以下「旧例規」という。）により運用しているところであるが、この度、警察庁で実施している専科教養の課程に変更が生じたこと等に伴い、旧例規を廃止し、新たに運転適性検査・指導者養成要領を別添のとおり定めたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、旧例規の規定により交付した運転適性検査・指導者認定証及び上級運転適性検査・指導者認定証は、本例規通達に規定する運転適性検査・指導者資格者証及び上級運転適性検査・指導者資格者証とみなすものとする。

別添

運転適性検査・指導者養成要領

1 運転適性検査・指導者

運転適性検査・指導を行う者は、警察本部長（以下「本部長」という。）から運転適性検査・指導者資格者証（別記様式第1号）の交付を受けた者でなければならない。

2 運転適性検査・指導者の資格

本部長は、次の各号のいずれかに該当する者から運転適性検査・指導者資格審査申請書（別記様式第2号）による申出があった場合は、運転適性検査・指導者資格者証を交付するものとする。

(1) 次のいずれにも該当する者

ア 科警研編「運転適性検査（73—1）」による検査において、4若しくは5の判定を受けた者又は3の判定を受けた者で精神的活動性の性能別判定値が4若しくは5のものであること。

なお、「運転適性検査（73—1）」による検査については、下記4(1)イの新任教養に先立って実施するものとする。

イ 警察本部が行う下記4(1)イの教養を受け、かつ、年齢等を考慮した上で運転適性検査・指導者として適格者と認められる者。ただし、大学において心理学を専攻した者又はこの種検査の経験が豊かな者であって、本部長が教養を行うことを要しないと認めるものについては、所定の教育を行わないことができる。

- (2) 警察庁が行う中堅運転適性検査指導者専科又は取消処分者講習指導員専科を修了した者
- (3) 自動車安全センターが実施する取消処分者講習指導員研修（警察）、取消処分者講習指導員研修（一般）、運転適性講習指導員研修、違反者・停止処分者講習指導員研修又は高齢者講習指導員研修における研修指導員としての経験がある者
- (4) 自動車安全運転センターが実施する安全運転管理課程（5日間コース）の研修を修了した者

3 上級運転適性検査・指導者

本部長は、運転適性検査・指導者のうち、次の各号のいずれかに該当する者から運転適性検査・指導者資格審査申請書による申出があった場合は、上級運転適性検査・指導者の資格者証（別記様式第3号）を交付するものとする。

- (1) 運転適性検査・指導者資格者証の交付を受けた後運転適性検査業務に従事した期間がおおむね5年以上の者で、下記4(1)ウの教養を受け、その後行われる上級運転適性検査・指導者に係る審査を受け、これに合格したもの
- (2) 警察庁が行う中堅運転適性検査指導者専科又は取消処分者講習指導員専科を修了し、運転適性検査業務に従事した経験の期間が2年以上の者
- (3) 自動車安全センターが実施する取消処分者講習指導員研修（警察）、取消処分者講習指導員研修（一般）、運転適性講習指導員研修、違反者・停止処分者講習指導員研修又は高齢者講習指導員研修における研修指導員としての経験がある者で、警視総監又は道府県警察本部長からの上申を受け、警察庁運転免許課長が適当と認めるもの

4 教養

(1) 期間等

ア 運転適性検査・指導者に係る新任教養及び上級運転適性検査・指導員に係る審査を受けようとする者に係る教養は、運転免許センターにおいて、1年間に概ね1回行うものとする。

イ 運転適性検査・指導者については、2日間（14時間）の新任教養を行う。

なお、運転適性検査・指導者の資質の向上を図るため、必要に応じ研修会を開催し、知識、能力の向上に努めること。

ウ 上級運転適性検査・指導者に係る審査を受けようとする者については、1日（6時間）の教養を行う。

(2) 内容

運転適性検査・指導者に係る新任教養及び上級運転適性検査・指導員に係る審査を受けようとする者に係る教養については、次のとおりとする。

ア 運転適性検査・指導者に係る新任教養

期間	内容	時間
第1日目	運転適性検査の基本	1時間
	運転適性検査実施要領	1時間
	運転適性検査K型採点・評価・判定・診断表作成	2時間
	運転適性検査実施実習	3時間
第2日目	運転行動と心理特性の概説	2時間
	運転適性診断表の読み方	1時間
	運転適性検査結果に基づく指導要領	1時間
	運転適性検査結果に基づく指導実習	2時間
	運転適性検査取扱上の留意事項	1時間

イ 上級運転適性検査・指導者に係る審査を受けようとする者に係る教養

内容	時間
運転適性検査の仕組み	1時間
運転適性検査実施実習	2時間
運転適性検査結果の読み方と指導実習	2時間
運転適性検査取扱上の留意事項	1時間

5 その他

(1) 資格者証交付簿

本部長は、運転適性検査・指導者資格者証及び上級運転適性検査・指導者資格者証を交付した場合は、資格者証交付簿(別記様式第4号)にその状況を記載するものとする。

(2) 上級運転適性審査・指導者に係る審査の実施要領等

上記3(1)の上級運転適性審査・指導者に係る審査の実施要領、審査基準等については、運転免許課長が別に定める。

別記様式第1号

第 号

運転適性検査・指導者資格者証

所 属
職 名
氏 名
生年月日

上記の者は、「警察庁方式運転適性検査」の指導者として適格であることを証明する。

年 月 日

県 警 察 本 部 長 印

別記様式第2号

者

- ☐ 運転適性検査・指導者
- ☐ 上級運転適性検査・指導

運転適性検査・指導者資格審査申請書

年 月 日

佐賀県警察本部長 殿

申 請 者
所 属 名
管理者氏名

下記の者について、「警察庁方式運転適性検査」の指導者として資格審査されるよう申請します。

資格審査(資格)を受けようとする者の 住 所 ・ 氏 名	住所 職名 氏名 生年月日	
最 終 学 歴		
就 業 歴		
運転免許取得状況	運 転 免 許 番 号 交 付 年 月 日	第 年 月 日 号
	免許情報記録番号 記 録 年 月 日	第 年 月 日 号
	免 許 の 種 類	
※ 摘 要		

※ 欄は、記入を要しない。

別記様式第3号

第 号

上級運転適性検査・指導者資格者証

所 属
職 名
氏 名
生年月日

上記の者は、上級運転適性検査・指導者として適格であることを証明する。

年 月 日

警 察 本 部 長 印

別記様式第4号

資 格 者 証 交 付 簿

資格者 番 号	氏 名 生 年 月 日	所 属	現指導区分	交付年月日	備 考

別記様式第 1 号

別記様式第 2 号

(令 7 佐本運免発87・全改)

別記様式第 3 号

別記様式第 4 号